

学外研究制度成果報告書

2016年 10月 1日

立命館大学長 殿

所属：大学院法務 研究科 職名：教授 氏名：村田 敏一 印
(自署または記名・押印)

このたび学外研究を終了しましたので、下記のとおり報告いたします。

| | | | |
|--|--|--|-------------------------------------|
| 研究課題 | 株主平等原則と株主権における自益権と共益権の研究 | | |
| 種目 | <input checked="" type="checkbox"/> 学内研究 | <input type="checkbox"/> 国内研究 | <input type="checkbox"/> 国外研究 |
| 区分等 | <input checked="" type="checkbox"/> 一般 | <input type="checkbox"/> 若手 | <input type="checkbox"/> ライフワークバランス |
| | <input type="checkbox"/> 役職終了者に対する研究回復措置 | <input type="checkbox"/> 助教 | <input type="checkbox"/> 学外資金 |
| 研究期間 | 2016年 4月 1日 ～ 2016年 9月 25日 (6 カ月間) | | |
| 滞在先国名 (複数ある場合は 全て記入してく ださい) | 日本 | <input type="checkbox"/> 国外のみ <input type="checkbox"/> 国内のみ <input type="checkbox"/> 国内__カ月、国外__カ月 | |
| 研究日程 概要 | 期 間 | | 滞在都市名 |
| | ① | 2016年 4月 1日 ～ 2016年 9月 25日 | 京都市 |
| | ② | 201 年 月 日 ～ 201 年 月 日 | |
| | ③ | 201 年 月 日 ～ 201 年 月 日 | |
| | ④ | 201 年 月 日 ～ 201 年 月 日 | |
| | ⑤ | 201 年 月 日 ～ 201 年 月 日 | |
| 1. 実施概要：研究方法や、上記研究日程に即して実施した概要を記述してください。 | | | |
| <p>学内研究であるため、基本的には、研究室において論文執筆の形で実施した。</p> <p>ただし、株主平等原則や、株主の固有権をめぐる明治・大正期の論争過程を把握するため、当時の文献を手に入れるべく、各大学法学部図書館や古書店を活用した。特に、田中耕太郎博士や松田二郎博士の文献等重要文献については、研究費を活用して、古書店で当該書籍を入手した。</p> <p>本学内外の各研究会には積極的に参加して、研究者との意見交換に努めた。なかでも、大阪市立大学法学部の高橋英治教授とは、株主権の本質や固有権論について、頻繁に意見交換し、研究に示唆するところが大きかった。特に、ドイツにおいては、今日も、学説のみではなく、連邦裁判所が、具体的に固有権論を発展させていることを知り、研究の参考となった。</p> <p>また、保険法の分野では、いわゆる保険金請求権の固有権性に関する議論につき、最大手会社である日本生命保険相互会社の法務部門と積極的に意見交換し、実務感覚の反映に努めた。保険法分野での研究成果については、7月22日に北海道大学の民事法研究会にて、研究報告を実施した。また、今後、11月に生保金融法制研究会での研究報告が予定されている。</p> <p>会社法分野の研究成果については、今後、12月に、立命館大学商法研究会での研究報告が予定されており、また、平成29年には、関西商事法研究会での研究報告が予定されている。</p> | | | |
| 2. 研究成果の概要：研究成果について、概要を記入してください。 | | | |

(1) 株主の固有権と株主平等原則の研究

共益権利と自益権の区分の意義につき、各学説を整理する中で、いわゆる固有権とは何かの問題につき、特にその今日的意義を再整理する必要を痛感した。株主の固有権とは、一般に、株主総会の多数決や定款自治により剥奪できない株主の権利であり、その機能は、多数派株主の議決権の濫用から、少数派株主を保護する点に求められるものとされる。そうすると、固有権論の機能は、議決権の濫用法理や、株主平等原則の機能とも近接する。

もっとも、今日では、固有権論は具体的な会社法の解釈論としては、その固有の存在意義を概ね喪失したものとするのが一般的な理解である。その背景には、個別の規律が相次ぐ会社法の改正で整備され、つまり、何が強行規定であり、また何が定款自治の許される権利かが、株主権についても、条文上明らかになってきたものと言える。とりわけ、平成17年会社法改正は、こうした個別規定の整備にとどめをさしたのものとも評価される。一方で、新会社法は、株主平等原則に関する一般的な規律を明文でおき、また、多数決原理により株主地位自体を剥奪する諸制度を整備した(組織再編における対価柔軟化や、全部取得条項付き種類株式)。さらに、平成26年改正では、特別支配株主による売渡請求制度が導入され、こうした株主の意に反する退出の制度はさらに多様化を見た。こうした動向の中で、株主の固有権の意義は、二つの方向に求められる。一つは、近時のドイツの学説・判例の動向に見られるように、固有権論の存在意義を閉鎖的な会社に求めていくという方向である。なぜならば、閉鎖的は会社(非公開会社や持分会社)では、一般的に定款自治の範囲が広く、裏を返せば、多数派株主の議決権の濫用余地が大きいからである。もっとも、そうした弊害に対応するには、硬直的な側面を有する固有権論よりも、株主権の濫用法理の方が適合するのではないかとの疑問は常に生じうる。もう一つの方向は、固有権論に、立法をもってしても制約できない株主権としての存在意義を見出していく立場である。近時、株主総会の決議を要しない株主の締出しにつき、憲法適合性論が生じている(ドイツおよび日本)。立法の限界論としての固有権論は憲法適合性論(財産権の保障)と究極的には収斂する。そうすると、少数株主の締出し時の適正手続きの保障と、司法の介入による適正な対価保障こそが、立法の限界論としての固有権論の到達地点ということになるかも知れない。(本研究の成果については、立命館法学2016年3号に掲載)

(2) 全株式譲渡制限株式会社における属人的みなし種類株式の解釈

会社法109条2項は、全株式譲渡制限会社(非公開会社)における属人的な定めにつき規定する。当該規定は、会社法105条に定める株主の三大基本権につき、同法109条1項(株主平等原則に関する一般規定、平成17年会社法で新設)の例外を定めるものとして一般的には理解されているが、その具体的な解釈に関しては、様々な問題が提起されている。同条項の利用状況については、実務的にはその使い勝手が悪いとの評価が多く見られ、その活用はさほど進んでいないようである。その背景には、特殊決議さえクリアすればどのような属人的定めも適法となるのではなく、株式会社の本質や公序良俗違反に反する濫用的な定めは許されないという有力な解釈の存在があり、要するに法的安定性に欠けるという面があるものと思われる。そうした中で、東京地立川支判平成25年9月25日が出現した。内紛状況にある非公開公開会社において、少数派株主の議決権や配当請求権を大幅に希釈化し無化する定款改正が特殊決議により実行されたところ、裁判所は、当該定款変更は、株主平等原則の趣旨に反して無効なものとした。この判決は、既存の株式の内容を変更する手続きとして属人的定めを用いることは可能なことを前提としているが、本当に特殊決議により特定の既存株主の権利を不利益変更することは可能なのかにつき疑問が生じる。会社法は、既存の株主の権利の内容の変更については、①全株主の同意による取得条項付き種類株式の利用、②特別決議による全部取得条項付種類株式の利用、を予定し、また、③全株主の同意による(種類株式を用いない)変更も解釈上認められてきた。また、法109条2項が継受したものとされる旧有限会社法の規律の解釈においても、少なくとも既存株主の権利の不利益変更については、当該不利益変更の対象となる株主の同意が前提と解されてきた。たしかに、②の全部取得条項付種類株式の利用の場合には、多数決原理による既存株主の権利変更が可能となるが、特定株主のみを狙い撃ちした不利益変更は不可能であるとともに、反対株主には株式買取請求権や価格決定の請求権あるいは種類株主総会制度を通じた保護が与えられている。その点で、仮に、属人的な定めによる特定株主の権利の不利益変更が多数決のみで可能であるとすると、買取請求権等もない当該法制は極めて特異なものとして位置付けられる。

筆者は、法109条2項の解釈としては、特殊決議をもってしても、既存の特定株主の権利の不利益変更はできないものと解する。法108条の種類株式の規律は非公開会社にも当然に及んでいることから、属人的定めが必可能な非公開会社についても、既存株主の権利の変更は、法定の種類株式を利用した手続きに従うべきと解される。その意味で、東京地立川支判については、その結論は是認されるものの、株主平等原則の趣旨に反するという理由づけに関しては疑問があるものいえる。(本研究の成果については、立命館法学2017年1号に掲載予定)

| | |
|----|-------|
| 氏名 | 村田 敏一 |
|----|-------|

3. 研究成果の詳細：研究課題をどのように、発展、向上させたか等、研究成果の詳細を記入してください。